

医危第4173号
令和4年9月12日

神奈川モデル認定医療機関 院長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

病床確保フェーズの引下げについて (通知)

日頃から新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供の継続に御尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

中等症・軽症の病床確保フェーズ（以下「フェーズ」）は、令和4年7月26日以降「4」としているところですが、第7波の入院者数は、令和4年8月9日に2,064人でピークを迎えた後、徐々に減少に転じ、直近では1,056人まで減少していることを踏まえ、フェーズ「3」に引き下げる決断をいたしました。

つきましては、協定上のフェーズ「3」の確保病床まで即応病床を引き下げていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年7月8日以降は、陽性患者受入病院（高度・重点・協力①）からの申し出により、原則、県のフェーズより1段階上のフェーズへの引き上げも可能としていますが、本通知によるフェーズ引き下げに伴い、申し出をいただいた病院を含め、すべての陽性患者受入病院の中等症・軽症フェーズは一律「3」に変更となります。

ただし、フェーズ「3」の確保病床では病床が不足する見込みがある場合は、令和4年7月11日付け医危第2809号通知に記載の手続により、再度フェーズ「4」以上のフェーズに引き上げることも可能です。

また、今後の入院患者の増減により、フェーズの引き上げまたは引き下げを行う場合があることを申し添えます。